

平成31年3月7日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成31年3月7日  
開会 13時55分 閉会 14時26分
- 2 場 所 役場3階会議室
- 3 出席委員 委員長 岡本眞利子  
副委員長 田口廣之  
委員 板垣良輔 高橋健雄 小田新紀 小島智恵 藤原孟  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 内山美穂子 若山和幸 野原恵子 藤谷謹至  
折原記者(勝毎) 鰐淵記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
住民福祉部長 合田利信 防災環境課参事 佐藤繁  
防災環境課参事 田中弘樹 防災環境課主幹 近藤慎哉
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審議内容
- 1 付託された議案の審査について 別紙  
(1) 議案第20号 幕別町消防団条例の一部を改正する条例
  - 2 所管事務調査項目について  
執行部側より、「忠類地域の今後のごみ処理の基本的な考え方について」今会期中に所管事務調査として扱っていただきたいとの申し出を受けたことを事務局長より説明。  
要請どおり開催することで全委員了承。  
日程は、3月12日の予算審査特別委員会終了後に行うこととした。
  - 3 意見交換会の開催結果について  
1月に開催した社会福祉協議会との意見交換会の会議録要約版に基づいて所管事務調査の報告書を作成したい。各委員、内容を検討していただき、疑義がある場合は次回の常任委員会（3月12日）までに申し出ていただきたい旨、議事課長より説明。

#### 4 その他

##### (1) 閉会中の継続調査申し出について

前回の改選期前に行われた平成27年3月議会では、3常任委員会からの継続調査の申し出は行っておらず、突発的事由が発生した場合に備えられたものではなかった。委員の任期である4月末までに突発的事由が発生した場合にも、委員会として速やかに対応できるよう、今定例会においては継続調査の申し出を行うことについて事務局長より提案。

協議の結果、継続調査の申し出を行うこととした。

- ・ 6月25日に予定されている道議長会主催の議員研修会にあわせて、例年実施している全議員による先進地視察のテーマや視察箇所について、各委員の意見を事務局に直接申し出てもらおうこととした。

民生常任委員会委員長 岡本真利子

## ◇審査内容

(開会 13:55)

○委員長(岡本眞利子) ただいまから、民生常任委員会を開催いたします。

これより、インターネット中継をはじめます。

お手元にお配りいたしました議案のとおり、進めてまいりたいと思います。

1 付託された議案の審査について、(1)議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町側からの説明をまず求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先の本会議において、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からはお手元の資料、「幕別町消防団条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

はじめに、1、幕別町消防団の出動費用弁償の改正経過についてであります。

この表は、消防団が町から東十勝消防事務組合に編入となった昭和50年4月以降の出動費用弁償の改正経過をまとめたもので、一番左側の欄から、改正年度、次に水火災等非常災害出動費用弁償、警戒出動費用弁償、訓練出動費用弁償、備考となっております。

昭和50年4月では、水火災等非常災害出動費用弁償は2,000円、警戒および訓練出動費用弁償はそれぞれ1,500円であり、その後、昭和52年4月から平成8年4月まで10回の改正を行っておりますが、現在までの23年間は、水火災等非常災害出動費用弁償は4,800円、警戒および訓練出動費用弁償は、それぞれ3,600円と据え置いております。

次に、2、十勝管内各消防団の出動費用弁償一覧についてであります。

この表は、今月1日現在の十勝管内各消防団の出動費用弁償をまとめたものであり、一番左の欄が各市町村の消防団名であります。

欄外左側に旧北十勝、旧西十勝、以下、旧池北まで、それぞれ記載がありますとおり、平成28年3月までの各消防組合の構成市町村の枠組みごとに整理をしております。

次に出動費用弁償については、左から順に水火災等非常災害、二つ目に警戒、三つ目に訓練、四つ目にその他として会議に出席した際の費用弁償、一番右側の備考欄には、直近の改正状況を記載しております。

各市町村の消防団の出動費用弁償の額については、表に記載のとおりでありますので、個別の説明は省略させていただきますが、陸別町のすぐ下段の網掛けされております、各費用弁償の平均額の欄は、19市町村の平均額を示したものであります。

また、その下の表については、各消防団の費用弁償を高い順から並べたものであり、例といたしまして、水火災等非常災害の一番上位の額は6,000円、警戒および訓練の一番上位の額は5,000円であり、全て芽室町消防団のみであるため、かっこ内にそれぞれ1消防団としております。

その他の一番上位の額は、4,500円であり、帯広市消防団のみであるため、かっこ内には、1消防団としております。

はじめに、水火災等非常災害であります、平均額は4,905円で、本町消防団は4,800円であることから、管内平均を下回っており、管内では下から2番目の額で、本町消防団を含む10消防団が、この金額となっております。

次に、警戒および訓練の平均額は3,942円で、本町消防団は3,600円であることから、共に管内平均を下回っており、管内では一番低い額で、本町消防団を含む4消防団が、この金額となっております。

次に、その他（会議出席）の平均額は3,787円でありますが、本町消防団は会議出席の際に日当を支給していることから比較できないものであります。

それでは、2ページをお開き願います。

次に、3、出動費用弁償の改正についてであります。

はじめに、(1)水火災等非常災害、警戒、訓練出動費用弁償の改定率の考え方についてあります。

出動費用弁償の引上げに関しては、目安となる根拠や数値が示されていないことから、本改正にあつては、国が設置した「働き方改革実現会議」が、平成29年3月28日に決定した、「働き方改革実行計画」において、賃金引上げと労働生産性向上を推進するための取組の一つとしております、最低賃金については、全国加重平均が1,000円となることを目指すとする施策を参考としたところであります。

平成30年度の最低賃金の全国加重平均は874円で、これを1,000円にした場合の改定率は14.4%となり、これを基準としております。

①水火災等非常災害出動費用弁償については、現行4,800円に1.144を乗じますと5,491.2円となり、100円未満を切り上げまして5,500円に。

②警戒および訓練出動費用弁償については、現行3,600円に1.144を乗じますと4,118.4円となり、100円未満を切り上げまして4,200円とするものであります。

次に、(2)一般サービス出動費用弁償（新設）の考え方についてであります。

これまで、十勝管内の会議、研修会等に出席した場合には、日当として町内は400円、町外は2,000円を支給することとしておりますが、①会議等の出席した際の所要時間は概ね2時間であり、②演習、月例訓練等に出動時の訓練出動費用弁償の支給単位は1日、4時間を目安としておりますことから、訓練参加に係る時間の半分程度として、改正後の訓練出動費用弁償4,200円の2分の1である2,100円とするものであります。

本改正により、十勝管内の会議等に出席した場合には、全て2,100円の一般サービス出動費用弁償が支給され、現行より増額となりますことから、一定の処遇改善が図られるものと考えております。

次に、4、平成31年4月1日以降の十勝管内各消防団の出動費用弁償一覧についてであります。

この表については、先ほどの1ページの2で説明した内容に、本町消防団の改正後の出動費用弁償額を記載したものであり、さらに、旧東十勝消防事務組合の構成町でありました、池田町、豊頃町、浦幌町の3町の消防団においても、水火災等非常災害、警戒および訓練の三つの出動費用弁償が本年4月から本町と同額となる条例改正がなされることから、4町の足並みがそろった金額となるものであります。

現時点においては、この4町以外には改正の予定がないことから、帯広市他14町村は、

1 ページの表の金額と同額となっております。

それでは、網掛けされております、各費用弁償の平均の欄をごらん願います。

水火災等非常災害の平均額は5,053円で、本町消防団は管内平均を上回ると共に、管内では上から2番目の額になります。

次に警戒および訓練の平均額は4,068円で、本町消防団は共に管内平均を上回ると共に、管内では上から3番目の額になります。

次に、その他の平均額は3,681円で、本町消防団は管内平均を下回ってはおりますが、先ほど、ご説明申し上げたとおり、本改正により一定の処遇改善が図られるものであり、今後も管内の状況や他の費用弁償とのバランス等を考慮して適宜判断してまいりたいと考えております。

また、補足事項ではありますが、池田町、豊頃町、浦幌町の3町では、会議等に係る旅費の取扱いに関しては、組合解散後において、それぞれの町の旅費規定に則って対応していることから、その取扱いもさまざまとなっております、本町のような出動費用弁償での取扱いとはならなかったとお聞きしております。

最後に、3ページをお開き願います。

5、幕別町消防団の主要年間行事についてであります。

参考として、水火災等非常災害を除く、警戒、訓練、一般サービスに係る三つの出動費用弁償と消防団の行事との関係をまとめたものであります。

①月例訓練については、費用弁償の区分は、訓練出動費用弁償の適用となり、②本団・分団長会議については、一般サービス出動費用弁償の適用、③春の全道火災予防運動については、火災予防巡視広報が警戒出動費用弁償、不時演習は訓練出動費用弁償の適用となるもので、以下同様であります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けしたいと思えます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） ちょっと理解が浅いもので、詳しくお尋ねしたいのですけれども。

説明資料のほうにも載っているのですけれども、備考欄のところです。

先ほど、説明でも触れておりましたけれども、一般サービス出動費用弁償のところです。日当が支給されるときは支給しないということで、会議等の職務のときは重複して支給しないということなのですけれども、その辺の理由といいますか、詳しくお尋ねしたいのと、平成8年から23年間全く見直してこなかったということで、それはどうしてそういった長い期間あけて見直されてこなかったのか、理由がありましたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（佐藤繁） その他の研修のところなのですが、この度、一般サービスということで規定させていただきました。消防団の会議には、必ず職員が忠類から札内からと公用車で一緒に会議に出席するものですから、旅費の規程には当たらないと。公用車で送り迎えをするということで、この度、新たに費用弁償ということで支給の内容を変えたとい

うこととございます。

もう1点、23年間の見直しがなかったというところですが、幕別町消防団になる以前は、東十勝消防事務組合の中で検討されるべきものでありました。その中で各町の意見がなかなか整わず、この23年間という年月が過ぎたのかと。

また、他町の消防団においても大体同じくらいから見直しがされていなかったというのも現実的にあります。以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 23年間という結構長い期間なので、その間、物価とかいろいろ社会情勢とかは変わると思うので、これからは、もう少し短い期間で見直されたほうがよろしいのかなと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今回の見直しについて先ほど説明したとおり、23年間据え置いているということでありまして、今回、本町消防団が改正になりますと、先ほどご説明したとおり、2ページ目の4の管内平均額も引き上がってきたと。そういったしますと、他の町の消防団も、今後引上げを検討されていくと思いますので、そういった管内の消防団の費用弁償の改正等を鑑みながら、今後も改正については検討してまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 他に質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原孟） 2ページ目の賃金の出し方、平成30年度最低賃金の全国加重平均額が874円と出ておりますが、これはいわゆる、販売員だとか事務職的な人の最低賃金ではないかと思えます。当然、消防団に関しては、危険という、この加重が当然出てきて当たり前だと私は思うのです。その危険度というものがないもので単価を1.144倍にしたとか、そういうふうになるのは、私にはとても理解できるような考え方でないと思えます。ぜひ、その考え方をまず説明していただきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 改定の考え方の一つとして、今回、国の示しております働き方改革実行計画、この改定率の考え方を今回参考とさせていただいたところなのですが、実際に消防団の費用弁償の改定に関しまして、参考とする指数、こういったものが全く示されていない中で、本町といたしましても、例えば物価指数、こういった上昇率も見たところなのですが、実際に計算いたしますと、平成8年から現在までいきますと、上昇率では5,000円にも満たないと。結果的に管内平均を下回るという状況もありましたので、そういった中で一定の平均額を上回る参考数値として、今回、この数値を採用させていただいたと。

もちろん、藤原委員が仰っております危険手当といいますが、今後は、そういったことも加味しながら、比較とするものがないというのも現状でありますので、そこは、他の町の消防団との金額の差といいますが、バランスを見ながら今後も額の改定については検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 藤原委員。

○委員（藤原孟） 十勝沖地震がもう近々必ずやってくるという情報も当然出ております。

その中で、消防団の皆さんにどれだけ町民として危険を求めるかと、そのことを考えれば、私はこのような賃金の査定で消防団にボートで出るとか、災害に対して、いの一番に出るということを実際に命令できるのかということが不思議でなりません。

ぜひ、この危険手当というものを十分に加味しながら、毎年、値上げするくらいの気持ちでやっていって欲しいと思います。そうしないと消防団の補充は私は難しいのではないかと思います。以上です。意見はありますか。

○委員長（岡本眞利子） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 藤原委員が仰ったように、消防団の方は、近年、自然災害、水、それと地震、いろいろな災害が全国的にも多発してきていますから、常に身の危険のリスクを背負いながら活動いただいている。それに対して言えば、町といたしましては大変感謝を申し上げているところであります。そういうことに感謝を申し上げると共に、今まで23年間も報酬が適正な報酬とはいえなかったのではないかと、そういうような反省は十分しているところです。

今回につきましては、4町で訓練等において一緒にやることもありますから、やはり旧東十勝、大体、消防団は同じ金額できましたから、どのような設定がいいかということなどは、4町でもよく話をいたしました。その中で、十勝管内の団の費用弁償等もよく参考にしながら、どの辺がいいのかということは十分協議をし、検討してきたところです。その時に、引上げ率としては、未来に向かって引き上げようという考え方でありますから、この働き方改革の数字というものが、参考にするには丁度適切ではないかと、そのように判断したところであります。

今、藤原委員からご指摘があったように、これは今後適宜、適正な時期に見直しを行いながら、考えていきたいとそのように思っております。

○委員長（岡本眞利子） 藤原委員。

○委員（藤原孟） 見直しに関して適正な金額だという、私はそのことが不思議でならない。適正な金額という説明が、適正に見直したという言い方がいいけれど、適正な金額がこれだというわれ方をするので、非常に私は疑問に思っていて意見をしているわけですがけれども。

根拠がないからと言いつつも、やはり幕別の消防団、住民を守るために適正な金額というものはないのだと私は思っておりますので、ぜひ、毎年見直ししながら予算を立てていただきたいと思います、そう思う次第であります。答弁はおりません。以上です。

○委員長（岡本眞利子） 他に質疑がある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、質疑は以上で終わります。

では、説明員の方が退席いたしますので、暫時休憩を取ります。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ご意見がないようですので、討論に入らせていただきます。この原案につきまして討論のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） 討論がないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長（岡本眞利子） 異議がありますので、起立採決を行いたいと思います。

議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の方は起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（岡本眞利子） 起立多数でありますので、従って、議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決いたしました。

なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長（岡本眞利子） では、そのようにさせていただきます。

これで、インターネット中継を終了させていただきます。

暫時休憩を取ります。

(暫時休憩)